

## 「エコ J A P A N」電力販売に関する重要事項説明

このたびは、「エコ J A P A N」をお申込みいただき、ありがとうございます。

以下に、エコ J A P A Nのご提供にあたり、お客さまにご確認いただきたい事項を説明（以下「本サービス重要事項説明書」といいます）しております。

本サービス重要事項説明書は、電気事業法第2条の13ならびに特定商取引に関する法律第4条に基づき、別途お客さまに交付する「エコ J A P A N電気供給約款」（以下「約款」といいます）と一体となって適用され、エコ J A P A Nに関する契約条件となります。お客さまにおかれましては約款および本サービス重要事項説明書の内容につきましてあらかじめご了承ください、お申込みください。

お客さまにおかれましては、「エコ J A P A N電気供給約款」およびこの内容を十分にご確認いただいた上、お申込みください。また、お客さまがお申込みされた契約内容等につきまして「電気使用申込書」及びこの書面をご確認ください。

### ●小売電気事業者（電気の供給者）

株式会社エネット（登録番号：A0009）

### ●取次事業者（お客さまとの需給契約の契約者）

日本通信機器株式会社

- ・上記小売電気事業者による電力供給を取次し、お客さまと需給契約を締結します。

### ●お問い合わせ先

お客様相談センター 0120-858-880 時間帯 平日 9:30-17:30（長期休暇 年末年始 土日祝除く）

エネットコンタクトセンター 0120-2233-79 時間帯 9:00-17:00（年末年始 土日祝除く）

停電などに関するお問い合わせ先 一般送配電事業者または配電事業者

### ●お申込み方法

別添の「エコ J A P A N申込書」のご提出によりお申込みいただけます。

### ●役務の種類

低圧の電気の供給

### ●供給予定開始日

（1）他の小売電気事業者から当社へ切り替えていただいた場合

原則として、以下の通りとなります。

（お申し込み時のお客さま情報の誤り等があった場合には、所定の手続きに時間を要することがあります。その場合は、予めお伝えした日に供給を開始できない場合があります。）

スマートメーターが設置されていない場合：お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日

スマートメーターが設置されている場合：お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日

※ご希望の需給開始日をご指定いただいても、その日から需給を開始することはできません。

(2) ご入居等により、新たに電気をご利用になる場合  
お客さまのご利用希望日とします。

#### ●料金の算定期間・算定方法

・料金は、基本料金（需給契約に最低料金の定めがある場合には、最低料金をいい、以下同様とします。）、電力量料金および別途当社が定めるところによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別途当社が定めるところによって算定された燃料費調整額（北海道エリア、東北エリア、中国エリア、九州エリア及び沖縄エリアの場合、離島ユニバーサルサービス調整額を含みます。）を加えたものとします。お客さまに適用される基本料金単価および電力量料金単価は、「料金単価」をご参照ください。

・料金の算定期間は、「1月」を単位として算定し、前月の検針日から当月の検針日（東京エリアのお客さまは、前月の当社があらかじめお知らせした記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）から当月の計量日）の前日までの期間とします。なお、解約に際しては、解約日に関わらず基本料金は日割計算せず、1か月分の基本料金を頂きます。

#### ●工事に関する費用の負担

・本契約に基づく供給開始に当たって、供給地点を管轄する一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該電力会社」といいます）から、お客さまに供給するために必要な設備を小売電気事業者の負担で施設することの費用負担を当社が求められた場合には、お客さまにその施設にかかった費用、またはその工事費等を負担していただきます。

・その他お客さまの都合に基づく事情により当社が当該電力会社から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。詳細は、約款第32条をご参照ください。

#### ●延滞利息

支払期日を過ぎてもお支払いいただけない場合、翌月の電気料金に延滞利息を上乗せして請求することがございます。算出方法については、約款第17条をご参照ください。

#### ●契約電流、契約容量、契約電力について

・お客さまの契約電流、契約容量または契約電力は、別添「電気使用申込書」記載のとおりです。  
・契約容量、契約電力の決定方法については、約款に添付しております供給エリア毎の別表「5. 契約容量および契約電力の算定方法」をご参照ください。  
・お申し込みいただけるお客さまは、契約種別ごとに以下のとおりです。

##### (1) 電灯契約

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれかに該当する範囲で提供します。

・北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリア、九州エリアの場合  
以下のいずれかに該当すること。

①契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

②契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

・関西エリア、中国エリア、四国エリアの場合

契約容量が原則50キロボルトアンペア未満であること。

・沖縄エリアの場合

負荷設備の総容量が原則50キロボルトアンペア未満であること。

##### (2) 動力契約

動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

#### ●標準電圧

100 ボルトまたは 200 ボルトとなります。

#### ●周波数

お客さまのお住まいの区域ごとに以下のとおりとなります。

(北海道エリア, 東北エリア, 東京エリア)

50 Hz (ただし, 新潟県佐渡市, 妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60Hz)

(中部エリア, 北陸エリア, 関西エリア, 中国エリア, 四国エリア, 九州エリア, 沖縄エリア)

60 Hz (ただし, 長野県の一部は 50Hz)

#### ●検針日

供給地点を管轄する当該電力会社が、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日となります。

#### ●使用電力量の計量方法

お客さまが使用する電力量は、当該電力会社によって設置された計量器により計量された値とし、原則 30 分毎に計測します。

#### ●日割計算

基本料金について、日割計算は実施しません。

#### ●支払方法・支払時期

料金につきましては、毎月、口座振替もしくはコンビニ決済、クレジットカード決済でお支払いいただきます。支払時期については、電気使用申込書に定めるとおりとします。

#### ●託送供給等約款に定められたお客さまの責任

電気の需給にあたり、当該電力会社が定める託送供給等約款及びその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます）に規定された事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは当該電力会社からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。詳細は、約款第 6 条第 1 項、第 20 条～第 25 条、第 26 条第 2 項および第 40 条第 1 項をご参照ください。

- ・当該電力会社の供給設備の故障、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、当該電力会社の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には当該電力会社に通知すること

- ・供給設備または計量器等需要場所内の当該電力会社の電気工作物の設計・施工、改修または検査に伴う、土地、建物への立ち入りへの協力

- ・不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器若しくはその他電気工作物の確認若しくは検査、またはお客さまの電気の使用用途の確認に伴う土地、建物への立ち入りへの協力

- ・計量値の確認、供給の開始、廃止、停止、その他当該電力会社の電気工作物に関わる保安の確認に必要な措置に伴う土地・建物への立ち入りへの協力

#### ●契約期間

- ・契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降最初に訪れる 3 月の検針日の前日までとします。

・契約期間満了に先だって需給契約の終了または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。この場合、当社が需給契約者に通知する事項は、本号に基づき更新された契約期間のみとなります。

・お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終了日は、(1)及び(2)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日とします。

#### ●契約変更や解約のお申し出

お客様相談センターにて承ります。ただし解約書類が必要となります。

#### ●契約変更、終了に伴うお客さまの負担

お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を終了しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合、需給契約者は、当社が別途定めるところにより算出された額を契約の終了または変更の日に、支払っていただく場合があります。詳細は、約款第41条をご参照ください。

#### ●料金単価の変更について

当社は、当該電力会社の託送約款等が改定された場合、みなし小売電気事業者の電気料金が改定された場合または電力の発電費用、調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、約款第43条に定める手順に従い、新たな料金単価を定めるものとします。

#### ●当社からの解除について

次のいずれかに該当する場合には、当社は、お客さまとの間の契約を解除する場合があります。なお、(1)(2)(3)(4)及び(5)の場合には、契約を解除する15日前まで、(6)の場合には、契約を解除する60日前以前の当社が適当と判断する日までに解除日を明示し、お客さまに対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、②需給契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受ける方法があることを説明します。

(1) 当社の定める事項に基づき、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

(2) お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払わない場合

(3) お客さまが他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の支払期日を経過してなお、料金を支払わない場合

(4) 動力契約をご利用のお客さまで、お申し出時の使用方法と大きく異なる場合

(5) その他当社が定める約款によって負う義務を履行しない場合

(6) 前各項によらず当社による供給の継続を困難とする事情があり当社が供給契約の解除を希望する場合

#### ●適正契約の保持

当社が、当該電力会社から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められたときは、お客さまは、その求められた内容に従い、すみやかに需給契約を適正なものに変更していただきます。

#### ●他の小売電気事業者から当社への切り替え

他の小売電気事業者から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、違約金等解約に伴う不利益事項が発生する場合があります。他の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。

## ●需給契約締結後の書面交付義務

お客さまと当社との間で契約が成立した場合、約款、本契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、お客さまご指定のメールアドレスへの送付その他当社が適切と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。本契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。

## ●需給契約の変更について

### (1)需給契約変更の効力発生

当社が、民法第548条の4の規定にもとづき、約款を変更する場合、あらかじめ変更後の内容及びその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他供給条件は、変更後の約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。

### (2)需給契約変更の際の説明義務・書面交付義務について

この約款の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

- ・供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、お客さまご指定のメールアドレスへの送付その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により行います。この場合、当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

- ・契約変更後の書面交付については、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

- ・上記にかかわらず、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他、供給条件の実質的な変更をとみなさない内容である場合、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## ●クーリング・オフ

お客さまが、訪問販売でご契約された場合、「お申込み内容のお知らせ」および「電気使用申込書」を受領された日から8日を経過するまでは、書面により無条件で契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。この場合、①お客さまは、損害賠償および違約金の支払を請求されることはありません。②すでに供給された役務に関する費用は当社が負担します。③お客さまは、すでに代金の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客さまは、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価その他の金銭の支払を請求されることはありません。⑤お客さまは、役務の提供に伴い、土地、または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。